

答 申

第1 審査会の結論

鹿児島市長（以下「実施機関」という。）が「開示請求者に係る市民税・県民税賦課資料台帳（平成22年度）及び公的年金等支払報告書（個人別明細書）（平成25年度から平成28年度分）」を開示した決定に加え、実施機関が開示請求の対象範囲としなかった次の各号に掲げる文書について、それぞれ当該各号に定める処分を行うべきである。

- (1) 審査請求人に係る市県民税システムの「個人課税台帳」及び「科目照会」の電磁的記録（平成22年度から平成28年度までの分） 開示
- (2) 既の開示決定した公文書（平成28年8月30日付け谷税第191-2号）及び上記(1)の公文書を除いた審査請求人に係る市民税・県民税に関する文書（昭和59年度から平成28年度までの分） 不開示（不存在）

第2 開示請求に係る保有個人情報及び決定の内容

- 1 開示請求のあった保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の内容
開示請求者に係る市民税・県民税賦課台帳資料台帳（平成22年度）及び公的年金等支払報告書（個人別明細書）（平成25年度から平成28年度分）
- 2 決定の内容
開示

第3 審査請求の趣旨及び理由

- (1) 総務省年金記録第三者委員会に「年金記録に係る確認申立書」を提出したが、添付した領収書等は、社会保険事務所で抜き取り、委員会には送付されていなかった。求められた同意書に「国税又は地方税・・・」等記載されて、昭和59年に納めた税の個人情報等の全部の開示を求めて明らかにしたい。
- (2) 開示決定通知には、「全部を開示することを決定」としたが、全部は開示されていない。開示しなかった理由も明示されていない。賦課状況（年税額・期別割額など）及び納税状況（収入日・税額等）もない。私が一番知りたい昭和59年のものも無い。社会保険事務所国民年金課長は「当時のものも取れます」と発言した。開示請求手続等に係るこれまでの実施機関は、適正な業務遂行ではなかったと思っている。
- (3) 本庁に個人情報開示請求書を提出したにも関わらず、谷山支所に送付した旨の電話連絡があり、その後の手続は谷山支所税務課が担当課として進められた。当初の説明と異なる。
- (4) 保有個人情報開示請求書には「本人が請求する場合は、本人であることを確認するに足る書類（運転免許証・旅券等）を係員に提示又は提出してください」とある。市民税課は、提示した国民健康保険証のコピーをとり忘れ、その後、2種類の本人確認書類の提出を求めてきた。なぜ1種類でなく2種類の確認書類を求めるのか納得できない。
- (5) 提出した保有個人情報開示請求書の全文を読むと開示しなければならないものは特定できる。口頭説明も行っている。にもかかわらず、開示された公文書は、実施機関が電話で確認したとする「平成22年度、25年度、26年度、27年度及び28年度の市民税・県民税に係る書類」に限定されている。これは虚偽である。
- (6) 全ては開示されておらず、賦課状況（年税額・期割など）及び納税状況（納付日、納入

日、税額)も無い。「調定」「収納」等の記録を開示しておらず、補正の参考となる情報を提供していないことを証明している。

- (7) 「保存期間7年間分」と有るが、平成22年4月に、市職員から、パソコン画面を確認しながら(住民記録のある)昭和59年からのものがあるとの回答を得ており、鹿児島社会保険事務所国民年金課長も「当時のものも取れます」と発言している。記録は破棄せず検証できるよう管理しなければならない。
- (8) なお、開示請求の補正依頼時に、対象公文書を限定する担保として氏名等の記入及び捺印を求めることは不当である。
- (9) 平成28年9月1日に谷山支所税務課より保有個人情報開示決定通知書が届いたが、対象公文書全部を開示しなかった理由、説明は無く、「教示」もなかった。全部開示なら「教示」の必要がないとの説明があったものの、9月7日には「教示」を受けた。
- (10) 10月8日に審査請求書を送付し、「谷税第261号」の文書番号で写しを受領したが、10月25日受領の弁明書(谷税第284号)では「審査請求人が平成28年10月8日付け(平成28年10月11日付け谷税第283号)で提起した」との記載あり。わずか2週間で文書番号が変更されている。不利益になる番号変更だとすると審査請求人にとって重要なことなので「261号」「283号」「284号」の説明をしてほしい。
- (11) 本件開示決定についての実施機関の判断は妥当ではない。私が請求した個人情報は存在している。仮に無いとした場合においても、実施機関はどこが権限を有しているか知っている。その事務所等と協議し、「移送」等も含め、上記反論のとおり改めて開示をしなければならないと強く思っている。

第4 審査請求に対する実施機関の説明要旨

平成28年8月15日付けで審査請求人から提出された本件保有個人情報開示請求書では、請求対象の公文書が特定できなかったため、審査請求人に対し、個人情報保護条例(以下「条例」という。)第13条に基づき補正を求めたところ、審査請求人からは、実施機関の職員に対して、電話及び谷山支所税務課への来課により、開示請求の対象は、審査請求人に係る保存期間7年間分の市民税・県民税の課税書類とすることを確認したものである。そのため、実施機関としては、上記第2のとおり、特定された請求内容に該当する全ての公文書を開示したものである。

以上のことから、当該保有個人情報の開示決定は、妥当であると判断する。

第5 審査会の判断等

1 調査審議の経過

鹿児島市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の調査審議の経過は、別紙のとおりである。

2 審査会の判断

(1) 本件保有個人情報について

条例において「保有個人情報」とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書(鹿児島市情報公開条例第2条第2項に規定する公文書をいう。)に記録されているものに限る。」とされている。

本件保有個人情報、審査請求人に係る市県民税の課税関係記録で、地方税法に規定される保存期間7年間分の中で実施機関が保有しているものである。

(2) 開示請求の対象範囲の特定について

審査請求人の開示請求に係る対象範囲について、実施機関は、審査請求人から請求の趣旨を確認し、本件保有個人情報を特定したと主張する。

審査請求人は、請求当初から「鹿児島市に居住した昭和59年以降に市県民税を納税した課税関係記録の全て」を開示するよう求めていると主張しているため、審査会として、開示請求書の内容を検分し、さらに審査請求人から意見聴取をしたところ、請求趣旨は、上記アの「昭和59年以降に市県民税を納税した課税関係記録の全て」であることが確認できた。

そうすると、当該請求趣旨に対して、実施機関が当初に行った開示決定処分は、請求対象の範囲を絞って行ったものと認められるため、当該不足の請求対象部分に対し、あらためて開示決定等の処分を行うべきである。

(3) 本件保有個人情報以外の保有個人情報及びこれに対する処分について

ア 審査請求人の請求趣旨を踏まえ、審査会が、既に開示した本件保有個人情報以外に実施機関における審査請求人の保有個人情報の存否について調査したところ、

(ア) 審査請求人に係る市県民税システムの「個人課税台帳」及び「科目照会」の電磁的記録

(イ) 審査請求人に係る「市民税・県民税 税額決定 納税 通知書」

(ウ) 納税証明書

が存することを確認できたため、それぞれの保有個人情報について、以下検討する。

イ 上記(ア)については、市県民税システムの端末画面からそのまま紙文書に出力できることから、その方法により公文書として開示することができるものと認められる。審査会で当該出力した公文書を検分したところ、条例上の不開示情報は認められなかったため、開示すべきものと判断する。ただし、当該システムに保存されているデータは、地方税法の規定に基づき7年間に限られており、それ以前の情報は、当該システム上では確認できなかった。

ウ 上記(イ)は、市県民税の税額がある場合に納税義務者に対し交付する通知書である。審査会が、昭和59年度以降における審査請求人に係る当該通知書の存否を実施機関に確認したところ、平成22年度分の課税に係る通知がなされていること、さらに、当該通知は、平成22年に市県民税システムから発行されたものであるが、当該発行済み通知書の写し等は実施機関で保存することとされていないことが確認できたため、当該発行済み通知書は、不存在であると判断する。

しかし、前記通知書は、市県民税システムからプログラムにより紙出力することができものであることから、保有個人情報たる公文書に該当するため、当該方法により、平成22年度分の税額決定・納税通知書は紙出力し、開示すべきものと判断する。

上記年度分に係る通知書以外の昭和59年度以降の審査請求人に係る通知書に関しては、納税すべき税額がないこと又は平成21年度以前は納税状況が確認できないことから、不存在として、不開示とすべきものと判断する。

エ 上記(ウ)は、地方税法の規定に基づき、年度単位の納税した額等を証明するもので

鹿児島市手数料条例に定める手数料を徴し交付するものであるため、条例第25条の規定に照らし、開示請求手続により開示すべきものに該当しないものと認められる。

オ 以上のことから、実施機関は、あらためて、既に開示した本件保有個人情報以外に、上記(ア)で出力可能な審査請求人の保有個人情報については開示の決定、上記(ア)以外の保有個人情報については不開示（不存在）の決定とする処分を行うべきである。

よって、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審 査 会 の 経 過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
平成28年11月9日	実施機関から諮問を受けた（処分庁からの弁明書及び審査請求人からの反論書添付）。
平成28年11月9日	審査請求人に対し、口頭意見陳述申立書の提出を依頼した。
平成28年11月16日	審査請求人から口頭意見陳述申立書を受理した。
平成29年1月10日 （第1回審査会）	諮問の審議を行った。
平成29年2月22日 （第2回審査会）	諮問の審議を行った。（審査請求人から意見を聴取した。）
平成29年3月29日 （第3回審査会）	答申案の審議を行った。